

自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の温暖化防止対策として、自治会や特定非営利法人などの地域団体が、先導モデルとなる再生可能エネルギー設備を整備するに際し、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、その費用を一部補助することにより、再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 協会は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助の対象となる補助事業の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び協会が別に定める添付書類を協会にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 協会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 協会は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更又は廃止)

第6条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第2号に掲げる廃止を行おうとする場合は、補助事業廃止承認申請書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更

(2) 補助事業の廃止

2 協会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業廃止承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書(様式第7号)及び協会が別に定める添付書類を協会にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第8条 協会は、補助事業の完了に係る前条の完了報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第7条の規定に従って完了報告をしなければならない。

(額の確定)

第9条 協会は、補助事業の完了に係る第7条及び前条第2項の完了報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 協会は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第9号)により補助金を交付する。

2 協会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助金概算払請求書(様式第10号)により概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 協会は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 協会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 協会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協会は、第9条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 協会は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、協会の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(補 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。